



第 202 号
令和元年 7月発行

発行所
公益社団法人 伏見納税協会
伏見納貯組連合会
京都市伏見区深草墨染町44-14
電話 075 (641) 0998番
編集 発行人
専務理事 高島康朗

定時総会報告

公益社団法人伏見納税協会の第九回定時総会は、五月二十三日京都タワーホテルにおいて、伏見納税貯蓄組合連合会の定時総会は、五月十三日伏見納税協会の議室において、それぞれ伏見税務署長はじめ来賓多数をお迎えして盛大に開催されました。

伏見納税協会は決議事項として平成三十年度事業報告・収支決算・役員改選、報告事項として令和元年度事業計画、収支予算及び各部会等の活動結果について、伏見納税貯蓄組合連合会では平成三十年年度事業報告・収支決算、令和元年度事業計画・収支予算の議題がすべて承認可決されました。

なお、平成三十年年度決算、令和元年度予算等についてはホームページをご覧ください。

伏見納税協会 令和元年度 主な事業

○組織拡充

会員減少に歯止めをかけるべく、役員の方々に御尽力いただいた結果、法人会員は三年続けて増加になり、対前期末+9となりました。

更に会員を拡大させるべく一人でも多くの方に加入勧奨をお願いします。

○消費税軽減税率制度説明会

消費税の税率は、10月1日から現行8%から10%に引き上げられます。

これと同時に軽減税率制度が実施されるため、一般の方も含め説明会を開催し、周知していきます。

伏見納税貯蓄組合連合会 事業計画

当組合の基本方針である「期限内納付活動」とともに「作文募集事業」と「租税教育活動」との連携を基調とし、事業活動を展開していきます。

特に、あらゆる機会を通じて当組合の認知度を高めていく活動を積極的に行います。



伏見納税協会 第9回定時総会

手
軽
で
便
利
な
e
-
T
a
x
で
申
告
・
納
税

伏見税務署
新署長紹介

署長 杉村博司 (すぎむら ひろし)



1. 着任に際して一言

豊かな歴史と観光、そして伝統が息づく伏見で、20年振りとなる2回目の勤務ができますことを、懐かしく、また、大変光栄に思います。納税者の皆様の理解と信頼が得られますよう、特に、本年10月から実施されます消費税の軽減税率制度等について、事業者の方々が混乱なく準備・対応及び申告ができますよう、職員一同一丸となって、周知・広報や相談等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 趣味・特技等

家庭菜園、日本百名城巡り、卓球

3. 出身地

兵庫県 (尼崎市)

4. 今、興味があること

暗号資産(ビットコイン)、AI

<略歴>

平成28年7月	大阪局 課一 訟務官室 主任訟務官
平成27年7月	高松局 土庄税務署長
平成26年4月	大阪国税不服審判所 第1部 審判官(総括)
平成25年7月	大阪国税不服審判所 審理部 審判官
平成23年7月	大阪地方裁判所 裁判所調査官
昭和53年4月	大阪国税局 採用

幹部異動内容

(令和元年7月10日付)

(転入者)

署長	杉村博司
(局課一訟務・主任訟務官)	
管理運営2統括官	赤井三省
(須磨・管運2統括官)	
徴収統括官	遠藤 幹
(彦根・管徴統括官)	
個人1統括官	釧持 真
(粉河・個人2統括官)	
個人2統括官	高橋 且次
(八尾・個人2統括官)	
個人3統括官	稲津 功佳
(大淀・個人2統括官)	
資産統括官	秋山 博紀
(左京・資産統括官)	
法人1統括官	畑 正恵
(局総・税理士専門官)	
法人2統括官	寺口 友博
(奈良・管運連調官)	
総務課長補佐	鶴崎 真也
(彦根・法1総括上席)	

(転出者)

署長	三村 菊博
(局課二・酒税課長)	
管理運営2統括官	庄 貴子
(西宮・管運2統括官)	
徴収統括官	松井 隆
(葛城・徴収統括官)	
個人1統括官	橋本 安明
(加古川・個人1統括官)	
個人2統括官	武田 憲明
(退職)	
個人3統括官	益岡 真一
(退職)	
資産統括官	若松 紀宏
(豊能・個人6統括官)	
法人1統括官	松本 功
(生野・総務課長)	
法人2統括官	生清 賢治
(生野・法人3統括官)	
総務課長補佐	坪井 美樹
(神戸・酒類指導官)	



伏見納税協会 第9回定時総会



伏見納税貯蓄組合連合会総会

お酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は法律で禁じられています。のんだあとはリサイクル。宝酒造株式会社

税の相談日を開設！
 ～～ 費用は無料 ～～
※非会員は2,000円

- 相談担当税理士
近畿税理士会伏見支部 派遣税理士
- 場所 伏見納税協会 2階会議室
- 親切、丁寧に教えてもらえます。
- 日時 **8月5日(月)・21日(水)**
9月2日(月)・18日(水)
10月7日(月)・23日(水)
11月5日(火)・20日(水)
12月2日(月)・18日(水)

お気軽に
どうぞ



時間はいずれも 13時30分～16時00分
 ◎予約制(事務局へ申し込んでください。)

平成31年（2019年）1月から

いつでもどこでもスマホで申告 ～5つのステップで手続完結！～



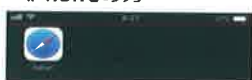
Android™の方のみ
事前にインストール



Google Play™から
Adobe®Acrobat®Reader®
をインストールしてください。

STEP 1 作成コーナーへアクセス

iPhoneの方

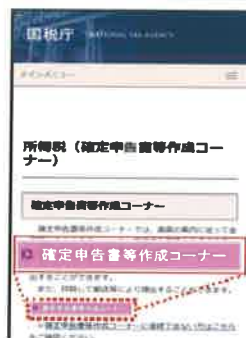


Androidの方



作成コーナー

インターネットを開いて、「作成コーナー」と検索してください。



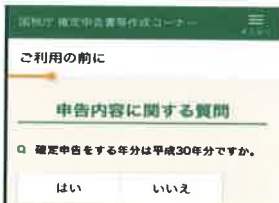
「確定申告書等作成コーナー」のバナーをタップしてください。



「作成開始」をタップしてください。

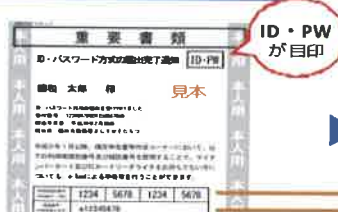
STEP 2 提出方法などを選択

申告内容の選択



収入や適用を受ける控除などについて、いくつかの質問に「はい」「いいえ」でお答えください。

提出方法の選択



「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「e-Tax」を選択してください。お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ
※ ID・パスワード方式の届出完了通知の発行については、裏面をご覧ください。

ID・パスワードの入力

ID（利用者識別番号）
1234567812345678

パスワード（暗証番号）
a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

清酒 月桂冠

<http://www.gekkeikan.co.jp/>


STEP 3 金額などを入力 STEP 4 送信

収入の入力



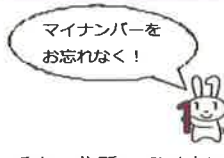
給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力



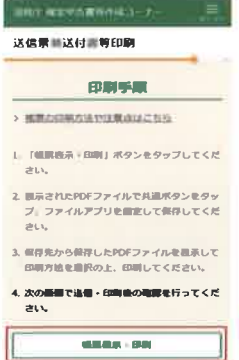
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信して申告は完了です。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら「帳票表示・印刷」をタップしてください。
※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイル」アプリを指定してデータを保存してください。

申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイル」アプリを指定してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。

申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは Adobe® Acrobat Reader® から後で確認できます。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について
ID・パスワード方式の届出完了通知については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

QRコードを利用したコンビニ納付ができるようになります。
平成31年(2019年)1月以降、確定申告書作成コーナー及び内閣府ホームページの納付用QRコード作成専用画面からコンビニエンスストアで納付するためのQRコードの作成(印刷)が可能となります。
※ 納付ができるコンビニエンスストアや作成方法などについては、平成31年(2019年)1月までに、国税庁ホームページでお知らせします。

申告手続等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。
・本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード
例2：通知カード及び運転免許証 など
・e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

※ ご利用には別途通信料がかかります。
※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・ Android、Google play、Google playロゴ、Chrome、Chromeロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
・ Adobe Acrobat Reader、Adobe Acrobat Readerロゴは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)の商標です。
・ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



京料理

魚三樓
UOSABURO


京都市伏見区京町3丁目187 電話 601-0061

公益社団法人 伏見納稅協会 **ご入会のお勧め**

伏見納稅協会とは企業の健全な発展を様々な形でバックアップするビジネスサポーターです!

伏見納稅協会は、京都府知事の認定を受けた公益社団法人です。
 企業・事業者の立場に立って、**税に関する最新情報の提供や助言**を行っています。
 また、企業等の人材育成のための**各種講座・講習会の開催**や、**会員同士の豊かな交流を育む機会**を提供するなど、事業の発展に役立つ多彩なプログラムを用意し、お待ちしております。
ぜひ、伏見納稅協会へご入会いただき、皆様の事業の発展にご活用ください。

サポート① 税のアドバイス



税務や経営に役立つ最新情報を発信し、正しい申告をサポートします。

- ◎ 税務相談 (4月～12月の各月2回)
- ◎ 決算・申告指導 (2月)
- ◎ 会報等の発行
 - ・納税月報 (毎月発行)
 - ・伏見納稅だより (年3回発行)

会員様 無料!

各種講座や講習会で充実指導、社員等のスキルアップに貢献します。

サポート② 人材の育成




- ◎ 総務管理者養成講座
 - ※講義コースと通信コースがあります
- ◎ 租税教室、簿記教室、パソコン教室など
受講料は、会員様は特別価格です!

会員様 特別価格

- ・e-Tax操作教室
- ・年末調整説明会
- ・改正法人税法等説明会

会員様 無料!

サポート③ 異業種との交流



人脈・ネットワーク拡大のチャンス、新しい発想が生まれます。

- ◎ 研修会、講習会など
 - 著名人による講演会
 - 法人部会・資産税部会等で、随時外部講師による研修会を実施

会員様 無料!

その他の会員特典 ～ほかにも様々な形で会員をバックアップ～

- ◎ 提携保険会社による 会員向け各種福祉制度
 - 納稅協会の経営者大型総合保障制度 (引受保険会社: 大同生命保険、AIG損害保険、アフラック)
 - 会員向け専用プランとして、多くの会員さまにご利用いただいております。
 納稅協会会員ならではの特典もご用意!
 - アフラックの「がん保険」
※詳しくは大同生命保険(075-231-5341)・AIG損害保険(075-371-2111)・アフラック(075-241-4934)にお問い合わせください。
- ◎ 稅務図書、推薦會計ソフトを 会員特別価格で販売!
 - 会員の方は、図書を1割引きでご購入いただけます。
 - ソフトも会員特別価格でご提供、更に会員限定の無料電話サポートなど特典・サービスも充実しています。
 - ◎ 収入印紙の販売も行っております。申し込みは事務局まで

会員様 特別価格

公益社団法人 伏見納稅協会

〒612-0052 京都市伏見区深草墨染町44-14
 電話 075-641-0998 FAX 075-644-1961
 E-mail: fusimi@nk-net.co.jp
 http://www.nk-net.co.jp/fusimi



最終
回

消費税軽減税率制度

軽減税率制度対策補助金

複数税率対応レジや券売機の導入等や請求書管理システムの改修等の費用の補助

キャッシュレス・消費者還元事業

キャッシュレス決済手段を使った消費者へのポイント還元等の支援

説明
会

本年10月1日、消費税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度は、飲食料品等を販売していない方や、消費税免税事業者の方にも関係があります。

次のとおり説明会を開催しますので、是非ご参加（無料）いただき、ご準備にお役立てください。

開催日

令和元年8月26日（月）

日程・内容等

	時刻	内容（講師）
第一部	10:30～12:00	消費税軽減税率制度（伏見税務署） 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）
第二部	13:00～13:50	キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事務局）
第三部	14:00～15:30	第一部と同じ

開催場所

伏見税務署 別館2階大会議室（伏見区鑓屋町無番地）

京阪墨染駅徒歩4分/近鉄伏見駅徒歩7分（公共交通機関をご利用ください。）

参加方法

伏見納税協会（641-0998）まで、電話にてお申込みください。（先着30名程度）

申込者連絡先等のほか、第一部～第三部ごとの参加希望人数をお伺いします。事前申込がないと、いす等をご用意できない場合や入場をお断りする場合があります。

共催：公益社団法人伏見納税協会、京都商工会議所、伏見税務署

伏見納税協会や伏見税務署が開催する説明会での軽減税率制度対策補助金の専門講師による説明は今回が最終です。

中学生・高校生の「税の作文」募集

項目	中学生の「税についての作文」	税に関する高校生の作文
応募資格	中学生	高校生
テーマ	税に関すること	税の意義と役割について考えたこと
応募点数	1人	1編
文字数	1,200字以内 (400字詰め原稿用紙3枚以内)	800字以上1,200字以内
提出先	所属の中学校を通じて 伏見納税貯蓄組合連合会 〒612-0052 京都市伏見区深草墨染町44-14 TEL (075) 641-0998	所属の高等学校を通じて 伏見税務署・総務課 〒612-0084 京都市伏見区鑓屋町無番地 TEL (075) 641-5111
締切日	令和元年9月4日(水)	令和元年9月5日(木)
表彰	入選作品には賞状と副賞(記念品)を贈呈	優秀作品には賞状と記念品を贈呈

新規入会者のご紹介(敬称略) 平成三十一年一月以降分

法人会員

- (有)興和建設 建設業
- (株)ケイ・テクノス 電気通信工事業
- 松本建設(株) 舗装業
- (有)三栖庄 不動産管理
- 松栄印刷(株) 印刷業
- (株)青木管工業 一般管工事業
- (株)ネクストクリエイト 飲食業
- (株)TIP LUMBER 給排水設備施工
- (有)道堂工作所 金属加工
- (株)澤田電気工事 電気工事業
- (株)イシクマ 石材小売業
- (株)東寺中村 不動産賃貸業
- (有)奥村工業 建築業

個人会員

- 川原正信 保険代理店
- 藤森教昭 電気工事業
- 仁木啓史 放送作家
- 寺谷彰記 製造業
- 岩井啓治 税理士
- 豊田勝也 飲食業
- 平田晋士 建築業
- 野口加津代 不動産
- 平松聖月 栄養アドバイザー
- 柴田文士 防水業
- 川崎隆 税理士
- 緒方浩二 建設業
- 小山宣孝 不動産賃貸
- 西村歌純 生命保険会社
- 橋本正秀 サービス業
- 林見太郎 建設業
- 富山包崇 富山ガレッジ
- 多田孝雄 配管工事
- 東郷智宏 飲食業



認印10分 680円・実印60分 3,200円
会社印・各種印刷・表札・焼印・プレート

丸屋印刷

darumaya-inbo.com 京・伏見・風呂屋町 TEL (075) 611-2622 FAX (075) 621-6757

個人事業税のあらまし

個人事業税は事業を営まれている個人の方に課税される都道府県の税金です。

◆個人事業税が課税される方

- 第一種事業……物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業など37業種
- 第二種事業……畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
- 第三種事業……医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、理容業、美容業など30業種

◆税額の計算方法

個人事業税は、次の算式によって計算します。

$$(\text{前年所得金額} - \text{事業主控除}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

- 所得金額の計算は、原則として所得税の事業所得及び不動産所得の計算に基づき総収入金額から必要経費を控除して行います。ただし、青色申告をされている方は青色申告控除前の金額となります。
- 事業主控除は年間290万円(年の中途で開・廃業された場合は月割額となります。)
- 税率
 - ・第一種事業……5%
 - ・第二種事業……4%
 - ・第三種事業……5% (あん摩等・装蹄師の各業種は3%)

◆納める時期

納期限は、**第1期分が令和元年9月2日(月)、第2期分が12月2日(月)**です。
ただし、年の中途で事業を廃止されたり、税務署に修正申告をされた場合などは、随時に課税されます。
また、税額が1万円以下の場合は第1期分のみとなります。

◆納める方法

お送りする納税通知書(納付書)により、最寄りの金融機関、コンビニ又は近畿二府四県のゆうちょ銀行(郵便局含む)若しくは府税事務所まで納付してください。

口座振替での納付

- ◆本年8月末までに申し込まれますと、今年度第2期分から口座振替納税とすることができます。

クレジットカード・インターネットバンキングやLINE Payでの納付

- ◆スマートフォンのカメラで納付書のバーコードを読み取って手続できます。
- ◆クレジットカード、インターネットバンキング御利用の場合は、別途システム利用料(手数料)が必要です。
- ◆府税事務所やコンビニ窓口でのクレジット納付はできません。

(詳しくは、納税通知書に同封のチラシをごらんください。)

お問合せ先 京都府京都南府税事務所 個人事業税課 692-1391

償却資産(固定資産税)の調査に御協力を

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産(土地・家屋以外の事業用の資産で、法人税又は所得税で減価償却の対象となるべき資産)についても課税されます。償却資産の価格は、申告に基づいて決定しており、毎年1月1日現在所有する償却資産を申告していただく必要があります。

京都市では、償却資産の申告が適正に行われているかを確認するため、帳簿確認調査を実施しています。調査のため、所得税・法人税申告書類や決算書類の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、調査の結果に基づき、過年度分の課税内容を修正いたします。

償却資産の申告には便利な「eLTAX」を

eLTAX(地方税ポータルシステム)により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から申告することができます。詳しくはeLTAXホームページを御覧ください。 → <http://www.eltax.jp/>

<問合せ先> 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階
京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当 (TEL 075-213-5214)

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 京都営業支店 TEL.075-371-2111

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
プロパティガード
+ **企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険
スターズ
STARs
(事業総合賠償責任保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

B-152284 2020-01

納税協会は近畿2府4県の税務署管轄ごとに
設立された公益社団法人です



83の納税協会は、「税」を通じた幅広い活動により、
明るい地域社会の発展に貢献しています。
あなたも参加してみませんか!!

納税協会の活動は、国税庁レポートで紹介されています。(「国税庁レポート2017」より)

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約15万人社です(平成29(2017)年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ(<https://www.nouzeikyokai.or.jp>)をご覧ください。

健全企業のブランド



納税協会

Tax Payment Associations

伏見納税協会

検索



広げよう
納税協会の輪



広げよう
納税協会の輪
運動実施中!

経営者大型総合保障制度の
ご加入企業の拡大に向けて

DJIDO 大同生命保険株式会社

京都支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3
(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341

AIG AIG損害保険株式会社

京都支店/
京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480
(富士火災京都ビル)
TEL 075-371-2111